

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会要綱

第1 (名称)

この会は、仙台市農作物有害鳥獣対策協議会（以下『対策協議会』という。）と称する。

第2 (目的)

野生鳥獣による農作物の被害が増加している実情にかんがみ、農作物等の被害防止対策を推進することを目的とする。

第3 (業務)

対策協議会は第2の目的達成のため次の業務を行う。

- (1) 有害鳥獣による農作物の被害防止対策に関すること。
- (2) 有害鳥獣による被害の収集に関すること。
- (3) 有害鳥獣の捕獲に関すること。
- (4) その他対策協議会の目的達成に必要な事項

2 前項の業務を達成するため、必要に応じて検討部会を設置することができるものとする。

第4 (会員)

対策協議会の会員は別表のとおりとする。

第5 (役員)

対策協議会に役員として会長1名、副会長1名、監事2名をおく。

- 2 会長、副会長、監事は総会において会員の中から互選する。
- 3 役員の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。
- 4 役員は、その任期を終了しても後任者が就任するまでは、なお、その職務を継続する。

第6 (役員の職務)

会長は対策協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、対策協議会の会計を監査し総会に報告する。

第7 (対策協議会の会議)

対策協議会の会議は、会長がこれを招集し、議長を務める。

- 2 会議の議事は会員総数の2分の1以上が出席し、出席した会員の過半数で決定する。
- 3 次の事項は会議の議決を経なければならない。
 - (1) 要綱の廃止及び改正
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 事業計画及び収支予算

(4) 負担金の徴収

(5) 役員の選任

第8 (会計)

対策協議会の経費は、負担金及び補助金等をもってこれにあてる。

第9 (事務局)

事務局は、仙台市経済局農林部農業振興課におき、事務局長には経済局農林部農業振興課長を充てる。

第10 (事業年度)

対策協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11 (委任)

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会長が定める。

第12 (賛助会員)

会員のうち、国の事業を活用し事業を行った会員については、事業実施年から起算して3年経過後は、議決権をもたない賛助会員として、必要に応じ会長が招集する。

附 則

この要綱は、昭和51年10月12日から施行する。

附 則 (昭和57年 3月改正)

この改正は、昭和57年 3月23日から施行する。

附 則 (昭和63年 4月改正)

この改正は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成 4年 4月改正)

この改正は、平成 4年 4月28日から施行する。

附 則 (平成 8年11月改正)

この改正は、平成 8年10月 1日から施行する。

附 則 (平成10年 5月改正)

この改正は、平成10年 3月 1日から施行する。

附 則 (平成12年 1月改正)

この改正は、平成12年 1月24日から施行する。

附 則 (平成12年 4月改正)

この改正は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成15年 4月改正)

この改正は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 4月改正)

この改正は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成22年 4月改正)

この改正は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成24年 5月改正)

この改正は、平成24年 5月11日から施行する。

附 則 (平成25年 4月改正)

この改正は、平成25年 4月24日から施行する。

附 則 (平成27年 6月改正)

この改正は、平成27年 6月 8日から施行する。

附 則 (平成28年 3月改正)

この改正は、平成28年 3月18日から施行する。

附 則 (平成28年 6月改正)

この改正は、平成28年 6月 6日から施行する。

附 則 (平成29年 3月改正)

この改正は、平成29年 3月16日から施行する。

附 則 (平成29年 6月改正)

この改正は、平成29年 6月 2日から施行する。

附 則 (令和2年 6月改正)

この改正は、令和2年 6月 5日から施行する。

附 則 (令和5年 5月改正)

この改正は、令和 5 年 5 月 3 0 日から施行する。
附 則（令和 6 年 5 月改正）
この改正は、令和 6 年 5 月 2 9 日から施行する。
附 則（令和 7 年 5 月改正）
この改正は、令和 7 年 5 月 2 7 日から施行する。